平成２２年（フ）第８３４号
札幌市北区北30条西８丁目１番16―202号
債務者　川村いずみ
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４８号
札幌市清田区清田６条４丁目８番27号
債務者　鈴木　隆浩
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８３号
札幌市東区北21条東６丁目３番28―101号
債務者　牛島　和樹
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７５号
北海道北広島市新富町西２丁目１番地16
債務者　高瀬　倫明
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６４号
北海道恵庭市幸町２丁目11番９号
債務者　橋本真奈美
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６８号
北海道江別市見晴台29番地の１　Ｔプレミア　ＩＩＤ号室
債務者　竹田　佳伸
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９６号
札幌市厚別区厚別中央３条６丁目５番12号　新札幌プレインマンション102号
債務者　笹島　　徹
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７６号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番25―202号
債務者　松坂　智子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４７号
札幌市南区真駒内東町１丁目２番30号
債務者　江川　美喜
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６２号
札幌市東区北26条東１丁目４番15号
債務者　佐久間一貴
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６４号
札幌市西区琴似１条７丁目３番45―601号
債務者　遠藤　康展
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７４号
札幌市東区苗穂町16丁目３番８号　こだまアパート２階
債務者　庄司　直美
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８３号
札幌市豊平区月寒西２条９丁目２番12号　月寒パークハイツ15
債務者　阿部　修二
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９４号
札幌市豊平区平岸７条13丁目２番14―312号
債務者　関根　淑子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０９号
札幌市東区東苗穂11条２丁目６番２―103号
債務者　内海　　勝
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１６号
札幌市東区東苗穂６条１丁目７番25号
債務者　米倉　幸二
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１７号
札幌市東区東苗穂６条１丁目７番25号
債務者　米倉千恵子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３２号
札幌市東区北47条東18丁目１番10―312号
債務者　阿部　照美
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部